

地域安全ニュース **かみ**

No.192

香美地区地域安全協会
地域安全アドバイザー 登淳賢
(南国警察署香美警察庁舎内)
☎53-1855 FAX53-1855

特殊詐欺の手口について知ろう！！⑥

ギャンブル詐欺

ギャンブル詐欺とは、『パチンコの必勝法』や『競馬など公営ギャンブルの必勝法』、『宝くじの当選番号』などを教えると持ち掛けて、電話やメールで金銭等を要求するものです。

こんな言葉に要注意！！

- ◆「宝くじの当選番号が事前に分かります」
- ◆「当社の会員になったら当たり馬券を教えます」
- ◆「あなただけに教えます」
- ◆「必ずもうかります」
- ◆「パチンコの“打ち子”を募集します」

※「宝くじの当選番号を知っている」のは、抽選から新聞等への掲載までの間の時間差があるためです。

お金をだまし取った後も、さらに犯人から情報料を請求されたり、嘘の情報を教えた上で損失補填のためにお金を振り込んでほしいと要求されることもありますので、十分に気を付けましょう。

留意事項・対応策

- ◆甘い言葉をすぐ信じないようにしよう！
- ◆『当選番号』は誰にも分かりません！
- ◆『必ずもうかる』などうまい話はない！
- ◆お金を払う前に、家族に相談する！
- ◆迷惑電話防止機器を利用する！

詐欺被害の相談先は…

警察総合電話 ☎#9110
南国警察署香美警察庁舎 ☎52-0110
香美地区地域安全協会 ☎53-1855

令和かわら版

南国警察署交通課
高齢者アドバイザー 坂本扶左
☎52-0110 (香美警察庁舎)

新入学(園)児の交通事故を防ごう！

2月下旬～3月上旬に
就学前の交通安全教室を
行います。

- ①子どもを見たら飛び出しを予測しよう
- ②生活道路では、警戒心を高めましょう
- ③子どもと実際に歩き、危険箇所を点検しましょう
- ④子どもの良いお手本になりましょう



運転免許の自主返納を知っていますか？

車やバイクに乗る必要がなくなったら、自主的に免許を返納することをおすすめします。
返納については、安全運転支援室(#8080)または南国警察署(香美庁舎)交通課にお問い合わせください。

びらふマルシェ

びらふマルシェは『新たな香北町美良布の魅力』となり、多くの方が地域を訪れるきっかけになることを目指し、集落活動センター美良布で活動する地域住民が企画・開催しています。
当日は可愛いアクセサリーやお弁当、お菓子など、2日間で42店舗が集まります。また、香北中学校・大柄中学校・県内高校の制服、体操服の回収・有償提供を行う『制服リユースプロジェクト』も併せて行いますので、ぜひお越しください。
※新型コロナウイルス感染症の状況により、内容が変更・中止になることがあります。

【日時】
3月20日(日)、21日(月・祝) 10時～15時
【場所】
◆集落活動センター美良布交流スペース
◆健康センターセレネ前広場
【問い合わせ先】
美良布地区集落活動センター推進協議会事務局
びらふマルシェ担当 河田 ☎53・3113

海上保安学校・海上保安官採用試験

国家公務員採用試験『海上保安学校採用試験(特別)』の1次試験が5月15日(日)に、『海上保安官採用試験』の1次試験が6月5日(日)に実施されます。
受験資格や申し込み方法等の詳細については、海上保安庁のホームページ『海上保安庁採用試験』でご確認ください。

【受付期間】
3月18日(金)～3月25日(金) ※インターネット受付
【問い合わせ先】
高知海上保安部管理課 ☎088・832・7113

成年年齢が18歳になります！

民法の改正により、4月1日から成年年齢が18歳になります。それに伴い、18歳以上の方は保護者の同意なく、一人で契約できるようになります。ただし、『未成年者契約の取り消し』ができなくなります。

多重債務でお悩みの方にご相談ください

四国財務局には、借金を抱え悩んでおられる方々のための『相談窓口』があります。一人で悩まず、ご相談ください。
必要に応じて、弁護士・司法書士などの法律専門家への引継ぎも行っています。
【相談方法】
相談は無料です。まずお電話ください。こちらから電話をかけなおします。
【受付時間】
平日9時～12時、13時～17時
【問い合わせ先】四国財務局多重債務者相談窓口 ☎087・811・7801

市指定文化財解除のお知らせ

市指定文化財(天然記念物)である庚申堂(土佐山田町)のオガタマの木が枯死したため、指定解除となりました。

【問い合わせ先】生涯学習振興課 ☎53・1082

税の申告はお済みですか？

ただ今、令和4年度の税の申告相談(令和3年1月1日～令和3年12月31日までの所得)を実施しています。申告が必要な方は、次の期間中に申告してください。
※本年から申告案内は『前年に本人が希望されている』場合のみお送りしています。申告案内が届いていなくても、申告が必要の方は来場ください。
※マスク着用や手指消毒など新型コロナウイルス感染症対策をお願いします。

【開設期間と申告会場】
3月15日(火) 9時～11時30分、13時～16時30分
◆市役所本庁舎市民ホール ☎52・9292

土日を除く。ただし、3月5日(土) 9時～11時30分は受付。
◆香北支所
◆物部支所
火曜と木曜のみ受付。

住民税の申告が必要な方

令和4年1月1日現在、香美市に住所または居所を有する方は、香美市へ住民税の申告が必要です。ただし、次のいずれかに該当する方は除く。
①税務署に所得税の確定申告書(令和3年分)を提出される方
②給与所得のみの方で、勤務先から香美市へ給与支払報告書の提出がある方
※提出の有無は勤務先へご確認ください。

③公的年金等に係る所得のみの方
※②・③に該当する方で、各種控除の適用を受けようとする場合は申告が必要です。

その他、詳しくは広報香美1月号に掲載していますので、ご確認ください。
【問い合わせ先】
税務収納課市民税班 ☎52・9292